

新型コロナウイルス感染拡大防止のための新潟小学校ガイドラインⅧ

1 感染症対策の原則

- (1) 下記3つの条件が同時に重なる場（三密）を徹底的に避ける。
 - ①密閉空間（密閉）
 - ②近距離での会話や発声（密接）
 - ③手の届く距離に多くの人がいる（密集）

- (2) 手洗いや咳エチケットを徹底する。正しい手の洗い方や咳エチケットについて指導する。学校にいる間は、マスク着用を原則とする。ただし、身体上の理由で「マスクを着用しない方がよい」という医師の診断書がある場合や、熱中症の恐れがある場合は、着用をしなくてよい場合もある。

- (3) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

2 学校生活における感染症対策

(1) 学校生活全般において

- ①自分及び家族に 37.0℃以上の発熱や風邪の症状（咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等）がある場合、登校せず、家庭で休養（早退）する。

(2) 登下校について

- ①登下校時も原則マスクを着用するが、熱中症の恐れがある場合は外してもよい。
- ②密を避けるため、登下校時は、奇数学年は第1階段、偶数学年は第2階段（ピロティ）を使用する。
- ③登校後、玄関の非接触検温計で検温し、教室に入る前に手洗いをする。
- ④朝の健康観察を徹底する。
- ⑤下校時、玄関、ふれあいホールなどでの接触を避けるため、担任が引率し、玄関に向かう。玄関で混み合ったら、階段やホール等で待つ。

(3) 教室や特別教室等での授業について

- ①座席の間隔を開ける。
- ②飛沫防止のため、マスクを着用する。
- ③歌を歌うなどの場合は、十分な換気のうえ、マスクを着け、隣の児童と距離を離して実施する。
- ④リコーダーや鍵盤ハーモニカを演奏するときのみ、マスクを外してよいが、十分

な換気のうえ、隣の児童と距離を離して実施する。演奏し終わったらすぐにマスクを付ける。

⑤調理実習ではマスクを外さない。調理している時は、隣の児童と距離を離れて活動する。食べるときにマスクを外す際は、同じ向きに座り黙食する。

⑥換気のため、廊下側の欄間を常時2カ所以上開ける。エアコンを使用する場合でも同様とする。

(4) 体育授業について

①整列時は両手（片手）間隔で並ぶ。

②体育の授業でもマスク着用が原則であるが、息苦しい場合や熱中症の恐れがある場合は、マスクを外して休む。

③器械運動系，ボール運動系などの、共有物を使う活動をした場合は、体育終了後に必ず手洗いを行う。

④屋内で実施する場合，複数箇所窓を開ける。

⑤着替え場所は、各学年男女別に指定する。

(5) 休み時間について

①マスク着用を原則とする。遊んでいて息苦しくなった場合は、マスクを外して休む。

※感染防止下の休み時間の過ごし方については、適宜、児童会の意見も取り入れながら執行していく。

②一箇所に人が多くならないように、体育館，グラウンド，ピロティ，4階多目的室，3階多目的室，図書館は，学年・学級で割り当てる。

1，2年生は，オープンスペースも利用できる。

③ボールなどの用具を共用して遊んでもよい。ただし，感染者が少なくなるまでは，身体接触が必須の遊び（大根抜き等）は行わない。

⑤遊びの後は，手洗いを徹底させる。

(6) 給食について

①準備の前に全員が丁寧に手洗いをする。

②配膳も混み合わないよう順番に並ぶ。

③複数の児童がへらやお玉にさわらないようにする。おかわりする場合は，担任が盛る。

④対面での喫食はしない。

⑤「いただきます」をしてから，マスクを外し，会話をせずに食べる。食べ終わったら，マスクをして時間まで静かに待つ。楽しむためのテレビ視聴はしない。

(7) 清掃について

- ① 黙動を徹底する。
- ② 終わったら手洗いを徹底する。

(8) 行事等について

可能な限り、通常どおりの活動をするように内容・方法を工夫する。
ただし、以下の状況になった場合や、以下の行事は、例年と異なる方法で行う。

- ① 学級閉鎖対応が出た場合は、全校児童が混ざり合う縦割り活動や全校朝会等は行わない。全校児童が混ざることがない学年の学習や委員会活動、クラブ活動は実施できる。
- ② 運動会…陸上競技場で、会場を広く使い実施する。
- ③ 展覧会・バザー…150周年行事実施のため中止
- ④ 六送会…冬の感染状況を見て実施方法を定める。
- ⑤ 卒業式…冬の感染状況を見て実施方法を定める。

3 留意事項

(1) 偏見，差別について

- ① 新型コロナウイルス感染者に対しての偏見，差別に繋がる行為がないように指導の徹底を図る。少しでも偏見，差別に繋がる言動が見られたときは，毅然とした指導を行う。

(2) 家庭が行うこと

- ① 登校前の検温，健康観察票の記入
- ② マスクの準備
- ③ マスクが汚れたり，落としたりしたときなどに対応できるように換えのマスクをランドセル等に準備すること。
- ④ 感染者や濃厚接触者、風邪を罹患した場合は、以下のとおりの欠席対応を取る。

新型コロナウイルス感染症にかかるお子さんの登校園の取扱い

1 **お子さん**が次の状況になった場合

想定される状況	登校園
① 感染した場合	治癒するまで登校しない
② 発熱や咳等の症状がみられる場合	症状消失まで登校しない 症状消失後2日間は登校を控える
③ 濃厚接触者に特定された場合	待機期間(※1)は登校しない
④ 濃厚接触者ではないが、保健所の指示による検査を受ける場合	受けることとなった時から検査結果(陰性)が出るまで登校を控える
⑤ 自分(保護者等)の判断で検査を受ける場合	登校して差し支えない

2 **お子さんの同居家族**が次の状況になった場合

想定される状況	登校園
① 感染した場合(児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合 ※2)	待機期間(※1)は登校しない
② 発熱や咳等の症状がみられる場合(「感染の疑いやおそれがない」との診断を受けた場合を除く)	症状消失まで登校しない
③ 濃厚接触者に特定された場合	登校して差し支えない
④ 保健所の指示による検査又は医療機関での検査を受ける場合	登校して差し支えない
⑤ 自分や勤務先の判断で検査を受ける場合	登校して差し支えない
⑥ 勤務先などでの定期的な検査を受ける場合	登校

※1 4日目及び5日目に抗原定性検査キット(薬事承認されたものに限る)を用いた検査により陰性が確認された場合に自宅待機期間を短縮できる取扱いを含みます。

※2 同居家族が陽性であってもお子さんが濃厚接触者に特定されない場合があります。